
施設工事積算基準

(電気通信工事編)

令和元年度版

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

施設工事積算基準（電気通信工事編）目次

第1章 総則	1 - 1
1 - 1 適用	1 - 1
1 - 2 請負工事費の構成	1 - 2
1 - 3 間接工事費及び一般管理費等	1 - 9
1 - 4 材料費	1 - 22
1 - 5 労務費	1 - 23
1 - 6 機械器具等	1 - 26
1 - 7 交通規制費	1 - 27
1 - 8 工事用仮設電力	1 - 28
1 - 9 数量・撤去歩掛り等	1 - 29
1 - 10 設計変更	1 - 29
第2章 共通工事	2 - 1
2 - 1 施設小規模機械掘削	2 - 16
2 - 2 施設小規模人力掘削	2 - 17
2 - 3 施設小規模埋戻し	2 - 18
2 - 4 施設小規模残土処分	2 - 19
2 - 5 施設小規模保護土	2 - 21
2 - 6 施設小規模敷砂	2 - 22
2 - 7 配管用生コンクリート（打設機械未使用）	2 - 23
2 - 8 配管用モルタル	2 - 24
2 - 9 配管用切込碎石（再生クラッシュラン）	2 - 25
2 - 10 配管用型枠	2 - 26
2 - 11 配管用鉄筋	2 - 27
2 - 12 足場工	2 - 28
2 - 13 機械損料 ビームリフト車13m	2 - 29
2 - 14 機械損料 アースオーガーD-500	2 - 30
2 - 15 機械損料 クレーン付トラック2.9t吊	2 - 31
2 - 16 機械損料 トラック4t積2t吊	2 - 32
2 - 17 機械損料 ランマー	2 - 33
2 - 18 樹脂モルタル	2 - 34
2 - 19 切断工（コンクリートカッター）	2 - 35
2 - 20 張芝復旧費	2 - 36
2 - 21 孫代価 鉄筋SR235φ9	2 - 37
2 - 22 孫代価 鉄筋SD10	2 - 38
2 - 23 孫代価 鉄筋SD13	2 - 39

2-24	孫代価 鉄筋SD16	2-40
2-25	アンカーボルト取付	2-41
2-26	土木電気通信管路工用機械掘削	2-42
2-27	土木電気通信管路工用人工掘削	2-43
2-28	土木電気通信管路工用埋戻し	2-44
2-29	土木電気通信管路工用残土処分	2-45
2-30	土木電気通信管路工用保護土	2-48
2-31	土木電気通信管路工用敷砂	2-49
2-32	配管貫通口用はつり	2-50
2-33	風道貫通口用はつり	2-51
2-34	溝はつり	2-52
2-35	配管貫通口用はつり (ダイヤモンドカッター)	2-53
2-36	面はつり (深さ30mm程度)	2-54
2-37	土留壁	2-55
2-38	配管塗装	2-56
2-39	露出ボックス塗装	2-57
2-40	屋外地中埋設配線	2-58
2-41	配線 IV 屋外 トンネル内	2-59
2-42	配線 IV 屋内	2-60
2-43	配線 600V CV VV 屋外	2-61
2-44	配線 600V 複合VV 屋外	2-62
2-45	配線 600V SCVV 屋外	2-63
2-46	配線 600V 複合SCVV 屋外	2-64
2-47	配線 600V CV VV 屋内 (端末処理材を使用しない場合)	2-65
2-48	配線 600V 複合VV 屋内 (端末処理材を使用しない場合)	2-66
2-49	配線 600V CV VV 屋内 (端末処理材を使用する場合)	2-67
2-50	配線 600V 複合VV 屋内 (端末処理材を使用する場合)	2-68
2-51	配線 VVF 屋内	2-69
2-52	配線 VV-R・CV 屋内コンクリートサドル止め	2-70
2-53	配線 6KV CV 屋外	2-71
2-54	配線 6KV CV 屋内	2-72
2-55	配線 CVV 屋外	2-73
2-56	配線 CVV 屋内	2-74
2-57	配線 通信 屋外	2-76

2-58	配線	通信	屋内	2-78
2-59	配線	同軸ケーブル	屋外	2-79
2-60	配線	複合同軸ケーブル	屋外	2-81
2-61	配線	同軸ケーブル	屋内	2-82
2-62	配線	複合同軸ケーブル	屋内	2-83
2-63	配線	L C X	トンネル添架	2-84
2-64	配線	L C X	用金具	2-85
2-65	配線	テープスロット型光通信ケーブル		2-86
2-66	架線			2-87
2-67	引込線			2-88
2-68	つり架線	(メッセンジャー)		2-89
2-69	屋外地中埋設配管			2-90
2-70	基礎用	掘削・埋戻し・残土処分		2-91
2-71	配管	厚鋼電線管 (G)	屋外	2-92
2-72	配管	厚鋼電線管 (G)	トンネル	2-93
2-73	配管	厚鋼電線管 (G)	屋内	2-94
2-74	配管	薄鋼電線管 (C)	屋内	2-95
2-75	配管	ねじなし電線管 (E)	屋内	2-96
2-76	配管	硬質塩化ビニル電線管 (V E)	屋外	2-97
2-77	配管	硬質塩化ビニル電線管 (V E)	トンネル	2-98
2-78	配管	硬質塩化ビニル電線管 (V E)	屋内	2-99
2-79	配管	金属製可とう電線管	屋内	2-100
2-80	線ぴ			2-101
2-81	配管	合成樹脂製可とう電線管 (P F ・ C D)	屋内	2-102
2-82	プルボックス			2-103
2-83	金属ダクト			2-105
2-84	バスダクト			2-106
2-85	フロアーダクト			2-107
2-86	ライティングダクト			2-108
2-87	ジャンクションボックス			2-109
2-88	ケーブルラック			2-110
2-89	ケーブルラック支持金具			2-111
2-90	配管	鋼管	屋外	2-112
2-91	配管	鋼管	トンネル	2-113
2-92	配管	波付硬質合成樹脂管 (F E P)		2-114
2-93	配管	屋外	コンクリートトラフ	2-115
2-94	配管	多孔陶管		2-116
2-95	配管	結束型合成樹脂可とう電線管	トンネル	2-117

2-96	ハンドホール 土工部	2-118
2-97	ハンドホール 土工部 E S - S T 5	2-120
2-98	ハンドホール 橋梁高架部	2-121
2-99	マンホール・マンホール蓋	2-122
2-100	ハンドホールダクト口	2-124
2-101	管路埋設標	2-125
2-102	接続 低圧 屋外	2-126
2-103	接続 低圧複合 屋外	2-127
2-104	接続 低圧 屋内	2-128
2-105	接続 低圧複合 屋内	2-129
2-106	接続 高圧 屋外	2-130
2-107	接続 高圧 屋内	2-131
2-108	接続 通信	2-132
2-109	接続 テープスロット型光通信ケーブル	2-134
2-110	接続 テープスロット型光通信ケーブル (成端)	2-135
2-111	接続 同軸	2-136
2-112	接続 L C X	2-137
2-113	ボンド	2-138
2-114	変換継手	2-139
2-115	伸縮継手	2-140
2-116	通信ケーブル・試験	2-141
2-117	テープスロット型光通信ケーブル・試験	2-142
2-118	接地	2-143
2-119	雷保護設備 (突針)	2-144
2-120	雷保護設備 (導線・水平導体又はメッシュ導体)	2-145
2-121	鉄塔, 鋼管柱現地組立	2-146
第3章	受配電設備工事	3-1
3-1	変圧器 (特高)	3-5
3-2	断路器 (特高)	3-6
3-3	遮断器 (特高)	3-7
3-4	避雷器 (特高)	3-8
3-5	母線 (特高)	3-9
3-6	屋外機構 (特高)	3-10
3-7	架線金具等 (特高)	3-11
3-8	碍子 (特高)	3-12
3-9	変成器 (特高)	3-13
3-10	特高受変電設備 試験調整	3-14

3-11	配電盤	3-15
3-12	遮断器	3-16
3-13	変圧器	3-17
3-14	柱上変圧器	3-18
3-15	高圧進相コンデンサー	3-19
3-16	開閉器等	3-20
3-17	保安開閉装置	3-21
3-18	建柱	3-22
3-19	腕金	3-23
3-20	支線	3-24
3-21	高圧受配電設備 試験調整	3-25
3-22	受配電設備（引込設備[構造物]）取替	3-26
3-23	受配電設備（引込設備[装柱機器]）取替	3-27
3-24	受配電設備（受電設備）取替	3-28
3-25	受配電設備（変電設備）取替	3-29
3-26	受配電設備（配電設備）取替	3-30
3-27	受配電設備（制御設備）取替	3-31
3-28	受配電設備 試験調整工	3-32
3-29	受配電設備 仮設工	3-33
3-30	受配電設備（低圧引込設備）設置	3-34
3-31	受配電設備（引込設備 [構造物]）ユニット	3-35
3-32	受配電設備（引込設備 [装柱機器]）ユニット	3-36
3-33	受配電設備（受電設備）ユニット	3-37
3-34	受配電設備（変電設備）ユニット	3-38
3-35	受配電設備（配電設備）ユニット	3-39
3-36	受配電設備（制御設備）ユニット	3-40
3-37	受配電設備（低圧引込設備）ユニット	3-41

3-22～3-30については、西日本高速道路株式会社のみ適用

第4章	自家発電設備工事	4-1
4-1	発電機盤	4-2
4-2	発電機	4-3
4-3	槽	4-4
4-4	空気圧縮機	4-5
4-5	自家発電設備 試験調整	4-6
4-6	自家発電設備（自家発電）取替	4-7
4-7	自家発電設備（補機）取替	4-8
4-8	自家発電設備 試験調整工	4-9

4-9	自家発電設備 仮設工	4-10
4-10	自家発電設備 (自家発電) ユニット	4-11
4-11	自家発電設備 (補機) ユニット	4-12
4-6~4-9については、西日本高速道路株式会社のみ適用		

第5章	直流電源・無停電電源設備工事	5-1
5-1	直流盤	5-2
5-2	整流器	5-3
5-3	蓄電池	5-4
5-4	直流装置 試験調整	5-5
5-5	直流電源設備 (直流電源盤) 取替	5-6
5-6	直流電源設備 試験調整工	5-7
5-7	直流電源設備 仮設工	5-8
5-8	直流電源設備 (直流電源盤) ユニット	5-9
5-5~5-7については、西日本高速道路株式会社のみ適用		

第6章	道路照明設備工事	6-1
6-1	道路灯 NHT (NEXCO標準仕様)	6-3
6-2	道路灯 MT (NEXCO標準仕様) (セラミックメタルハライドランプ)	6-4
6-3	道路灯 LED (NEXCO標準仕様)	6-5
6-4	照明ポール建柱 (NEXCO標準仕様以外)	6-6
6-5	照明ポール建柱 (NEXCO標準仕様)	6-7
6-6	照明ポール建柱 6m	6-8
6-7	道路照明灯具 道路灯NHT (NEXCO標準仕様)	6-9
6-8	道路照明灯具 道路灯MT (NEXCO標準仕様)	6-10
6-9	道路照明灯具 道路灯HF (NEXCO標準仕様以外)	6-11
6-10	道路照明灯具 道路灯NH (NEXCO標準仕様以外)	6-12
6-11	道路照明灯具 道路灯NX (NEXCO標準仕様以外)	6-13
6-12	道路照明灯具 バスストップ灯 HF100W	6-14
6-13	道路照明灯具 直付灯	6-15
6-14	道路照明灯具 投光器	6-16
6-15	道路照明灯具 直付灯FL	6-17
6-16	道路照明灯具 道路灯LED (NEXCO標準仕様)	6-18
6-17	安定器 HF	6-19
6-18	安定器 (ポール内蔵型) NHT	6-20
6-19	安定器 (ポール内蔵型) MT (メタルハライドランプ)	6-21
6-20	安定器 (ポール内蔵型) MT (セラミックメタルハライドランプ)	6-22
6-21	安定器 2灯用	6-23

6-22	LED制御装置	6-24
6-23	ジョイントボックス (MCB含む)	6-25
6-24	照明ポール基礎 10~12m	6-26
6-25	照明ポール基礎 6m	6-28
6-26	道路灯アンカーボルト製作据付	6-29
6-27	孫代価 ポール内ケーブル	6-30
6-28	孫代価 ポール内IV線	6-31
6-29	孫代価 LED照明用コネクタ付専用ケーブル	6-32
6-30	道路照明 自動点滅器	6-33
6-31	道路照明 自動点滅装置 試験調整	6-34
6-32	道路照明設備 試験調整	6-35
第7章	トンネル照明設備工事	7-1
7-1	トンネル照明灯具 (415、460V、NX)	7-2
7-2	トンネル照明灯具 (415、460V、NH) TP	7-3
7-3	トンネル照明灯具 (Hf) TPプレス成形	7-4
7-4	トンネル照明灯具 MT(セラミックメタルハイドランプ) TP	7-5
7-5	トンネル照明灯具 (LED)	7-6
7-6	トンネル照明灯具 LED内機交換(撤去・取付)	7-7
7-7	避難誘導灯	7-8
7-8	トンネル照明 自動点滅器	7-9
7-9	トンネル照明 自動点滅装置 試験調整	7-10
7-10	トンネル照明設備 試験調整	7-11
第8章	可変式道路情報板設備工事	8-1
8-1	可変情報板等	8-3
8-2	可変情報板 支柱建柱	8-4
8-3	可変情報板 基礎ぐい	8-5
8-4	可変情報板 アンカーボルト製作据付	8-6
8-5	可変情報板等 試験調整	8-7
8-6	可変式道路情報板(情報板)取替	8-8
8-7	可変式道路情報板(情報板支柱)取替	8-9
8-8	可変式道路情報板(監視制御盤)取替	8-10
8-9	可変式道路情報板設備(情報板)ユニット	8-11
8-10	可変式道路情報板設備(情報板支柱)ユニット	8-12
8-11	可変式道路情報板設備(監視制御盤)ユニット	8-13
8-6~8-8については、西日本高速道路株式会社のみ適用		

第9章 可変式速度規制標識設備工事	9-1
9-1 可変式速度規制標識板等	9-2
9-2 可変式速度規制標識 支柱建柱	9-3
9-3 可変式速度規制標識 基礎	9-4
9-4 可変式速度規制標識 アンカーボルト製作据付	9-5
9-5 可変式速度規制標識板等 試験調整	9-6
第10章 気象観測設備工事	10-1
10-1 気象観測装置	10-2
10-2 気象観測伝送装置	10-3
10-3 気象観測装置 試験調整	10-4
10-4 気象観測伝送装置 試験調整	10-5
第11章 交通量計測設備工事	11-1
11-1 交通量計測装置	11-2
11-2 交通量計測装置 試験調整	11-3
第12章 移動無線設備工事	12-1
12-1 無線装置	12-2
12-2 無線アンテナ等	12-3
12-3 無線分配器	12-4
12-4 無線共用器	12-5
12-5 無線空中線 八木アンテナ	12-6
12-6 導波管	12-7
12-7 無線設備 試験調整	12-8
12-8 端局装置 試験調整	12-10
12-9 無線装置 官庁検査	12-11
12-10 デジタル移動無線設備 無線装置据付工	12-12
12-11 デジタル移動無線設備 無線各部据付工	12-13
12-12 デジタル移動無線設備 電界強度・ビット誤り率試験調整	12-14
12-13 デジタル移動無線設備 単体試験調整	12-15
12-14 デジタル移動無線設備 対向試験調整	12-16
12-15 デジタル移動無線設備 その他の試験調整	12-17
第13章 ラジオ再放送設備工事	13-1
13-1 再放送装置	13-2
13-2 再放送整合器等	13-3
13-3 再放送 放送線	13-4

13-4	再放送 放送線用碍子	13-5
13-5	拡声放送装置	13-6
13-6	再放送装置 試験調整	13-7
13-7	再放送モニター等 試験調整	13-8
13-8	拡声放送装置 試験調整	13-9
13-9	拡声放送設備 総合調整	13-10
第14章	CCTV設備工事	14-1
14-1	CCTVカメラ	14-2
14-2	中継装置	14-3
14-3	送受信装置等	14-4
14-4	CCTV装置 試験調整	14-5
第16章	伝送交換設備工事	16-1
16-1	電話交換装置	16-2
16-2	電話交換装置 機械配線	16-4
16-3	非常電話基礎 土工部	16-5
16-4	非常電話基礎 橋梁高架部	16-6
16-5	非常電話基礎 トンネル部	16-7
16-6	非常電話 基礎杭	16-8
16-7	電話交換装置 試験調整	16-9
16-8	電話交換設備 総合調整	16-10
16-9	光伝送装置 (各装置)	16-11
16-10	デジタル交換装置 (各装置)	16-12
16-11	光伝送装置 試験調整 (各装置)	16-13
16-12	デジタル交換装置 試験調整	16-14
第18章	路車間情報設備工事	18-1
18-1	路車間通信装置	18-2
18-2	路車間通信装置 試験調整	18-3
18-3	路車間情報設備 (5.8G) 設置	18-4
18-4	路車間情報設備 (5.8G) (支柱) 設置	18-5
18-5	路車間情報設備 (5.8G) (伝送) 設置	18-6
18-3～18-5については、西日本高速道路株式会社のみ適用		
第20章	遠方監視制御設備工事	20-1
20-1	監視制御装置 (伝送装置関係架)	20-2
20-2	監視制御装置 (操作卓)	20-3

20-3	監視制御装置（グラフィックパネル、モニターパネル）	20-4
20-4	監視制御装置（付属装置）	20-5
20-5	監視制御装置（伝送装置関係架） 単体試験調整	20-6
20-6	監視制御装置（操作卓） 単体試験調整	20-7
20-7	監視制御装置（付属装置） 単体試験調整	20-8
20-8	監視制御装置 総合動作試験	20-9
20-9	監視制御装置 伝送装置及び関係架対向試験	20-10
20-10	遠方監視制御設備（子局・孫局）取替	20-11
20-11	遠方監視制御設備（子局・孫局）ユニット	20-12
20-10 については、西日本高速道路株式会社のみ適用		

第21章	E T C 設備工事	21-1
21-1	路側無線装置	21-3
21-2	E T C 車線表示板	21-4
21-3	車両検知器	21-5
21-4	ナンバープレート読取装置	21-6
21-5	路側表示器	21-7
21-6	発進制御機	21-8
21-7	ブース内表示器	21-9
21-8	インターホン	21-10
21-9	通行券発行装置	21-11
21-10	車線監視カメラ	21-12
21-11	料金所サーバ	21-13
21-12	I C カード処理装置	21-14
21-13	車線監視制御装置	21-15
21-14	路側無線装置 試験調整	21-16
21-15	E T C 車線表示板 試験調整	21-17
21-16	車両検知器 試験調整	21-18
21-17	ナンバープレート読取装置（情報処理部） 試験調整	21-19
21-18	ナンバープレート読取装置一式 試験調整	21-20
21-19	路側表示器 試験調整	21-21
21-20	発進制御機 試験調整	21-22
21-21	ブース内表示器 試験調整	21-23
21-22	インターホン 試験調整	21-24
21-23	通行券発行装置 試験調整	21-25
21-24	車線監視カメラ 試験調整	21-26
21-25	料金所サーバ 試験調整	21-27
21-26	I C カード処理装置 試験調整	21-28

21-27	車線監視制御装置 試験調整	21- 29
21-28	電波環境測定	21- 30
21-29	E T C設備走行試験	21- 31
21-30	E T C設備-料金收受機械設備 接続試験	21- 32
21-31	E T C設備総合接続試験	21- 33
21-32	E T C設備上位対向試験	21- 34
21-33	E T C設備監視中央対向試験	21- 35
第22章	計測設備工事	22- 1
22- 1	車高計機器	22- 2
22- 2	車高計機器 試験調整	22- 3
第24章	建物電気設備工事	24- 1
24- 1	配線器具 (コンセント等)	24- 3
24- 2	配線器具 (タンブラスイッチ等)	24- 4
24- 3	配線器具 (プルスイッチ等)	24- 5
24- 4	屋内照明器具	24- 6
24- 5	屋内けい光灯器具	24- 7
24- 6	屋内けい光灯器具 (システム天井)	24- 8
24- 7	L E D照明器具	24- 9
24- 8	非常用照明器具 (白熱灯・L E D灯)	24- 11
24- 9	分電盤	24- 12
24-10	開閉器	24- 13
24-11	制御盤	24- 14
24-12	動力機器等	24- 15
24-13	電極取付・結線	24- 16
24-14	換気扇	24- 17
第25章	建物弱電設備工事	25- 1
25- 1	端子盤	25- 3
25- 2	弾器等	25- 4
25- 3	インターホン装置	25- 5
25- 4	放送装置	25- 6
25- 5	テレビアンテナ視聴装置	25- 7
25- 6	火災報知装置 感知器	25- 8
25- 7	火災報知装置 受信機	25- 10
25- 8	火災報知装置 立会検査	25- 11
25- 9	電気時計	25- 12

25-10	表示器	25-13
第26章	その他	26-1
26-1	信号機等	26-2
26-2	ロードヒーティングユニット	26-3
26-3	視線誘導灯	26-4
26-4	視線誘導灯 現場操作盤	26-5
※	第15章、第17章、第19章、第23章	欠番